

令和8年1月30日
政策部水資源対策課
各項目問い合わせ先
1 松村、有馬(内線 2831, 2835) ダイヤルイン 087-832-3127
2 松村、大河内(内線 2831, 2837) ダイヤルイン 087-832-3129

香川用水の第一次取水制限の開始に伴う県の対応と 取水制限に対応する市町等の実施状況について

1. 香川用水の第一次取水制限の開始に伴う県の対応について

本日、持ち回りで開催しました香川用水取水調整対策連絡会議において、別紙1のとおり「香川用水の第一次取水制限時の主な対応」について取りまとめたのでお知らせします。
また、第一次取水制限の開始にあわせ、下記のとおり作業を予定しています。
取水制限の開始日は、別途お知らせします。

【第一次取水制限の開始日】

- 9：00 節水を呼びかける立看板設置 本庁舎東館正面玄関前
9：30 トイレ洗面所水圧調整 本庁舎本館10階男子トイレ
(その後、各階で順次実施)

2. 取水制限に対応する市町等の実施状況について

1月30日（金）現在、香川用水の第一次取水制限に対応するための市町等における組織の設置や会議の開催予定及び給水制限の実施予定は、別紙2のとおりです。
なお、対応組織の設置や会議を開催していない市町においても、第一次取水制限から順次、ホームページによる節水の呼び掛けなど、節水広報活動を実施予定です。

香川用水の第一次取水制限時の県の主な対応

部 局	第一次取水制限時の主な対応
政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・「香川用水取水調整対策連絡会議」開催 ・取水制限に対する対策を各所属、市町等に要請 ・立看板の設置（本庁舎ほか） ・県民への節水広報 ・公用車の啓発プレートによる広報 ・取水制限に伴う影響の情報収集 ・水源状況、市町等の体制整備状況の把握 ・市町等の緊急対策施設整備に対する支援 ・来庁者、施設利用者等への節水の呼びかけ ・指定管理者への節水の協力依頼 ・施設利用者への節水の呼びかけ
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への節水広報（ラジオ、テレビ、県ホームページ、SNS） ・来庁者へ節水の呼びかけ（立看板等） ・公共（建築）工事現場における節水の協力依頼
危機管理総局	<ul style="list-style-type: none"> ・市町、消防（局）本部に対し、消防水利の確保及び火災予防広報の徹底を要請
環境森林部	<ul style="list-style-type: none"> ・水質検査受託体制の充実と民間検査機関に対する協力要請 ・市町、保健福祉事務所等に対し、飲料水水質検査手数料の減免措置を実施する旨を通知 ・指定管理者に対して、より一層の節水協力を依頼 (公渕森林公园、満濃池森林公园、ドングリランド、大滝大川県立自然公園) ・指定管理者に対し、貼り紙や看板等による施設利用者への周知を依頼 (公渕森林公园、満濃池森林公园、ドングリランド、大滝大川県立自然公園) ・公共工事現場における節水の徹底を通知 ・瀬戸内海国立公園内園地トイレ（屋島、大崎山等県内7箇所10棟）に節水表示
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・貼り紙や看板により、施設利用者に節水の呼びかけ ・水道水による洗車や樹木への灌水の制限
商工労働部	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者等に、より一層の節水協力を依頼（サンメッセ香川、ネクスト香川、FROM香川、高等技術学校、産業技術センター、計量検定所） ・指定管理者に、より一層の節水協力を依頼（サンメッセ香川）
交流推進部	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者に対し、より一層の節水啓発 ・サンポート高松多目的広場・琴弾公園の噴水の停止
農政水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる情報提供、節水栽培・被害防止技術等の周知 ・農協等と連携し、農業者への節水栽培・被害防止技術等の周知 ・農業用ため池の貯水状況について、月1回から月2回の調査に変更し、的確に把握 ・市町、香川用水土地改良区等関係団体に対し、適切な水管理と情報の提供や収集、ため池の貯水確保の指導

部 局	第一次取水制限時の主な対応
土木部	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者に節水の呼びかけ ・公共工事現場における節水の徹底を通知 ・道路工事で水を利用する場合は、井戸水、下水処理水の利用を検討するよう事務所を通じて、業者に対し要請する。 ・県内ダム管理情報の提供と、利水者への節水を依頼 ・大東川、金倉川浄化センターで下水処理水を一般開放（平日 8:30～17:00、無料） ・サンポート高松ハーバープロムナードの噴水施設の停止 ・県営住宅の団地自治会を通じ、入居者に節水協力依頼
病院局	<ul style="list-style-type: none"> ・県立病院での節水の呼びかけ ・公用車の洗車制限
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者や生徒等に対して節水の呼びかけ ・施設等の洗面所、トイレ等に節水表示 ・施設等のトイレや洗面所等の蛇口の水圧調整、水量調整 ・水道水による灌水や、散水の制限 ・水道水による公用車の洗車を制限
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・取水制限等に関する情報収集 ・各所属に対して節水の呼びかけ
全庁共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して節水の徹底や、電子掲示板による啓発 ・トイレ洗面所等の水圧調整（順次実施）

香川県広域水道企業団	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県広域水道企業団取水調整対策連絡会を設置 ・節水広報等への取り組み ・節水を呼びかける懸垂幕等の設置 ・企業団公用車への節水啓発ステッカー取り付け ・企業団ホームページによる渇水情報提供、節水の呼びかけ ・企業団公用車の洗車自粛 ・工業用水受水企業への情報提供や節水の協力依頼 ・日常生活に影響ない範囲での減圧給水（旧高松市） 270KPa → 250KPa
------------	---

※主な問合せ先

- サンポート高松多目的広場、高松シンボルタワー、琴弾公園：交流推進課（832-3359）
- 県内浄化センター：下水道課（832-3564）
- サンポート高松ハーバープロムナード：高松港管理事務所（851-3442）
- 総合運動公園：保健体育課（832-3767）
- 水質検査関係：環境管理課（832-3218）
- 本庁舎トイレ洗面所の水圧調整：財産経営課（832-3075）
- 香川県広域水道企業団計画課（826-6115）

取水制限に対応する市町等の実施状況

別紙2

令和8年1月30日現在

①取水制限に対応するための組織の設置及び会議の開催状況

市町等	名称	設置・開催日時
高 松 市	高松市渇水対策班長・副班長会	取水制限開始に併せ開催予定
丸 亀 市	丸亀市渇水対策本部準備会	取水制限開始に併せ開催予定
坂 出 市	なし	なし
善 通 寺 市	なし	なし
観 音 寺 市	観音寺市渇水対策委員会	取水制限開始に併せ開催予定
さ ぬ き 市	なし	なし
東 か が わ 市	なし	なし
三 豊 市	三豊市渇水対策委員会	取水制限開始に併せ開催予定
三 木 町	なし	なし
宇 多 津 町	宇多津町渇水対策連絡協議会	取水制限開始に併せ開催予定
綾 川 町	なし	なし
琴 平 町	なし	なし
多 度 津 町	なし	なし
企 業 団	香川県広域水道企業団取水調整対策連絡会	取水制限開始に併せ会議を開催予定

②取水制限に伴う給水制限の実施状況

実施主体	区域	内容
企業団	旧高松市(牟礼町、庵治町、塩江町、香川町、香南町、国分寺町を除く高松市区域)	日常生活に影響ない範囲での減圧給水予定 270kPa→250kPa

なお、土庄町、小豆島町、直島町、まんのう町は、香川用水から水道用水を受水していない。